

岩手県民会館 ホールの利用料金

【単位:円】 (消費税及び地方消費税を含む)

平成26年4月1日 改定

区分		9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時30分から 21時30分まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分まで	9時から 21時30分まで		
大ホール	入場料を徴収しない場合	土曜日及び休日	26,740	38,980	52,350	65,720	91,330	118,070	
		70%	18,720	27,290	36,650	46,010	63,940	82,650	
		その他の日	23,040	34,040	41,350	57,080	75,390	98,430	
		70%	16,130	23,830	28,950	39,960	52,780	68,910	
	入場料を徴収する場合	1～999円	土曜日及び休日	37,040	56,260	69,120	93,300	125,380	162,420
			70%	25,930	39,390	48,390	65,310	87,770	113,700
			その他の日	31,970	46,010	57,560	77,980	103,570	135,540
			70%	22,380	32,210	40,300	54,590	72,500	94,880
		1,000～ 2,999円	土曜日及び休日	51,030	69,580	89,610	120,610	159,190	210,220
			70%	35,730	48,710	62,730	84,430	111,440	147,160
			その他の日	40,280	58,950	72,410	99,230	131,360	171,640
			70%	28,200	41,270	50,690	69,470	91,960	120,150
		3,000～ 4,999円	土曜日及び休日	64,300	90,600	115,400	154,900	206,000	270,300
			70%	45,010	63,420	80,780	108,430	144,200	189,210
			その他の日	52,580	75,910	96,400	128,490	172,310	224,890
			70%	36,810	53,140	67,480	89,950	120,620	157,430
	5,000円～	土曜日及び休日	78,750	115,280	143,550	194,030	258,830	337,580	
		70%	55,130	80,700	100,490	135,830	181,190	236,310	
		その他の日	66,160	94,790	119,730	160,950	214,520	280,680	
		70%	46,320	66,360	83,820	112,670	150,170	196,480	
中ホール	入場料を徴収しない場合	土曜日及び休日	11,520	18,310	20,780	29,830	39,090	50,610	
		70%	8,070	12,820	14,550	20,890	27,370	35,430	
		その他の日	10,080	13,890	18,310	23,970	32,200	42,280	
		70%	7,060	9,730	12,820	16,780	22,540	29,600	
	入場料を徴収する場合	1～499円	土曜日及び休日	13,390	21,820	26,890	35,210	48,710	62,100
			その他の日	12,100	19,220	22,900	31,320	42,120	54,220
		500～ 999円	土曜日及び休日	15,270	23,990	29,420	39,260	53,410	68,680
			その他の日	12,670	21,500	25,340	34,170	46,840	59,510
		1,000～ 1,999円	土曜日及び休日	20,360	27,650	36,530	48,010	64,180	84,540
			その他の日	16,660	24,930	29,250	41,590	54,180	70,840
		2,000円～	土曜日及び休日	21,970	29,250	37,890	51,220	67,140	89,110
			その他の日	16,660	26,170	30,730	42,830	56,900	73,560

- 備考1 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 2 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- 3 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月29日から31日並びに1月2日及び3日をいう。
- 4 入場料を徴収しないが営利宣伝その他これに類する目的で使用する場合は、大ホールについては5,000円以上の入場料を徴収する場合、中ホールについては2,000円以上の入場料を徴収する場合の利用料金の額と同額とする。
- 5 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合は、入場料を徴収しない場合の利用料金の額の70パーセントに相当する額とする。
- 6 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間1時間までごとに、9時前の場合は9時から12時までの、12時から17時までの場合は13時から17時までの、17時後の場合は17時30分から21時30分までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。
- 7 この表に定める時間以外の時間に使用する場合(6の場合を除く。)は、その使用する時間1時間までごとに、17時30分から21時30分までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額とする。
- 8 大ホールにおいて1階客席のみを使用して公演を行う場合は、その公演に係る利用料金の額の70パーセントに相当する額とする。(ただし、当初申請時に申込みがあった場合のみ適用し、準備、撤去においての使用には適用しない。)
- 9 専ら練習のために使用する場合であって、その使用日の3箇月前から受け付けた申請のうち、県民会館でその練習に係る催しを別の日に行う場合にあつては、5により算出した利用料金の額の50パーセントに相当する額とし、県民会館以外で当該催しを行う場合にあつては、5により算出した利用料金の額の70パーセントに相当する額とする。
- 10 この表により算出した利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを10円とする。